

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	— (第 回)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	京丹後市 262129
地域名 (地域内農業集落名)	網野町小浜・島津地区 (小浜集落、仲禅寺集落、島津集落、掛津集落、遊集落、三津集落) (島津2団地、島津3団地、島津4団地、島津5団地、掛津団地、三津団地)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	165.24 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	146.17 ha
② 田の面積	85.22 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	77.43 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.05 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	21.98 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	17.59 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化が進んでおり、将来的に担い手が不足することが予想される。また、農業用機械も古くなってきており、更新の必要がある。さらに、農地・農業用施設(農道、水路など)の維持修繕を行う必要がある。(全体)
- ・担い手不足により、農業用施設(農道、水路など)や井堰の管理に要する人手が不足していることから、井堰改修工事を行い、負担の軽減を図りたい。(全体)
- ・物価高騰により農業用資機材が高くなっており、持続的な農業経営が困難になってきている。(掛津)
- ・農地の大区画化(圃場整備)を行う必要がある。(仲禅寺、掛津)
- ・鳥獣被害により、耕作放棄地の増加や営農意欲の低下が危惧される。(島津、遊、掛津)
- ・大雨や満潮時に離湖の水位が上昇し、湖周辺の農地が浸水被害に遭ってしまう。(島津)
- ・スマート農業を進め、農業の効率化を図る必要がある。(掛津)

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・水田では、水稻栽培を中心としつつ、JAや丹後農業改良普及センター等と連携し、高収益作物、特別栽培米、有機農業等への切り替えを検討する。(全体)
- ・ワイヤーメッシュやテキサスゲートの整備などにより、獣害対策を行う。(島津、遊、掛津)
- ・地上げや区画整理などにより、湖周辺農地の浸水対策を行う。(島津)
- ・新規就農者を受け入れる。(三津)
- ・国営開発農地の施設改修を実施する。(島津、仲禅寺、掛津、三津)

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針					
担い手への農地集積・集約を図り、効率的な農地利用を進めつつ、農業を担う者も農地利用を進める。					
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標					
現状の集積率	39.80	%	将来の目標とする集積率	39.80	%
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標					
各集落毎に農業上の利用が行われる農地と農業上の利用が困難な農地を選定し、担い手を基本として農地の集約を進める。					

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
規模縮小の意向が出た場合は、規模拡大の意向がある担い手などと調整し農地の集積を行う。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
農地中間管理事業の活用を検討し、担い手への農地集積を行い、段階的に集約化する。	
(3)基盤整備事業への取組	
農業情勢を鑑み、地区、地権者、担い手などの意向を考慮の上で検討する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
担い手の意向を踏まえ、検討する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①集落による鳥獣害防護柵等の設置を進め、担い手が営農しやすい環境を整える。
- ②有機農業に関する講演会等に参加し、段階的に取り組んでいく。
- ③スマート農業により、農業の効率化を進める。
- ⑦多面的機能支払交付金・中山間直接支払制度を活用し、農地、水路、農道等の地域資源の保全・管理を進める。また、活動組織の広域化の検討を進める。
- ⑧老朽化した用排水路、井堰、揚水機場、ため池、農道等の長寿命化等対策を進める。
- ⑩新規就農者を受け入れ、担い手の若返りを図り、集落全体で農地を守る取組を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	別紙1参照		ha	ha		
			ha			ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	88経営体		165.24 ha	0 ha		165.24 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。